

学校環境衛生管理マニュアル [平成 30 年度改訂版]

学校環境衛生基準の一部改正について

○令和 3 年 4 月 1 日改正

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

換気及び保温等

検査項目	基準（改正前）	基準（改正後）
(8) 揮発性有機物質 ウ. キシレン	<u>870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$</u> 以下であること。	<u>200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$</u> 以下であること。

第 2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

施設・設備

検査項目（改正前）	検査項目（改正後）	基準
(5) 飲料水に関する施設・設備		
ウ. <u>貯水槽の清潔状態</u>	ウ. <u>清潔状態</u>	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。

○令和 4 年 4 月 1 日改正

第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

換気及び保温等

検査項目	基準（改正前）	基準（改正後）
(2) 温度	<u>17°C</u> 以上、28°C以下であることが望ましい。	<u>18°C</u> 以上、28°C以下であることが望ましい。
(6) 一酸化炭素	<u>10ppm</u> 以下であること。	<u>6ppm</u> 以下であること。

第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

教室等の環境

検査項目	基準（改正前）	基準（改正後）
(2) 温度	<u>17°C</u> 以上、28°C以下であることが望ましい。	<u>18°C</u> 以上、28°C以下であることが望ましい。